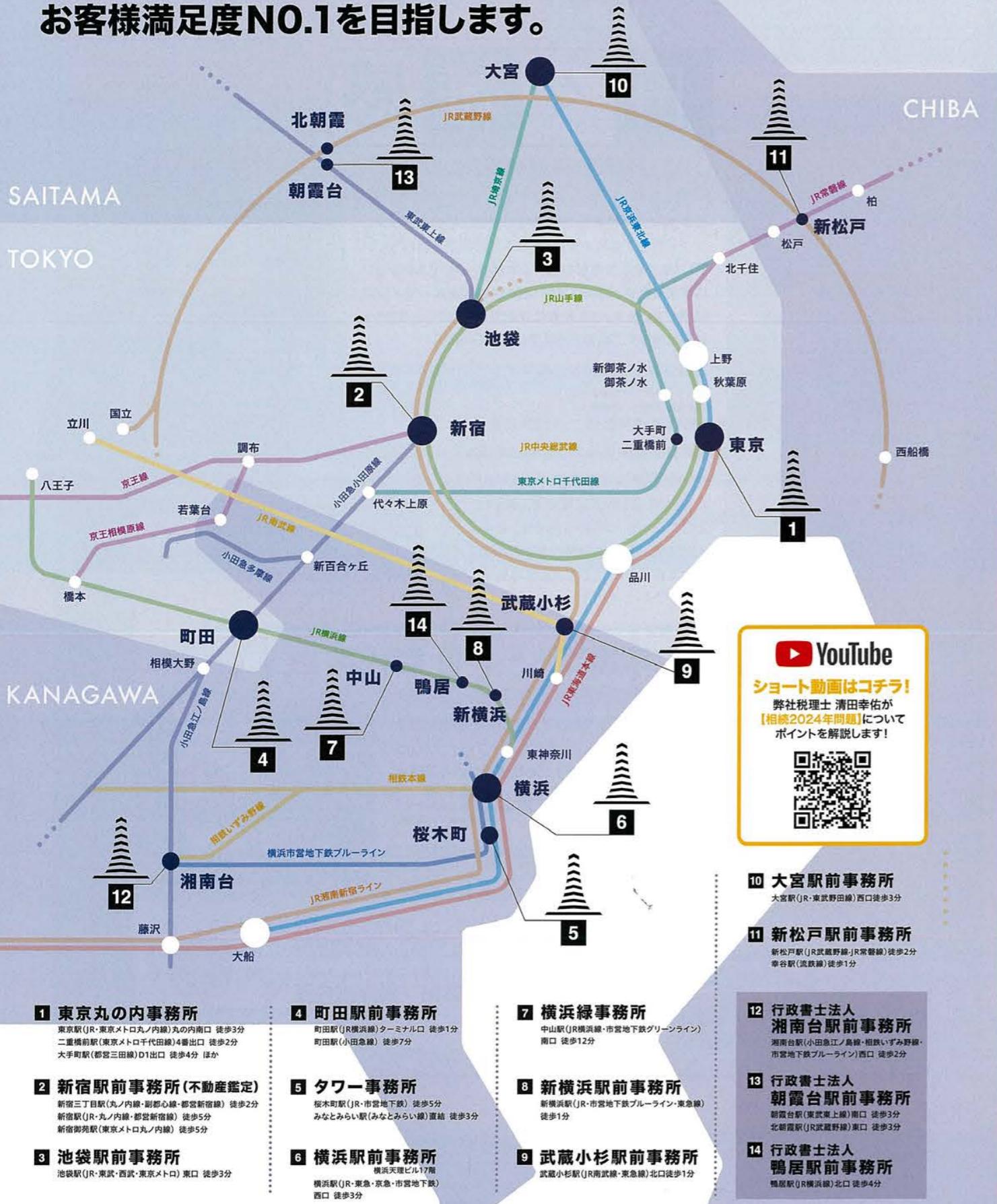


ランドマーク税理士法人は税金と資産運用のプロとして
お客様満足度NO.1を目指します。



ランドマーク税理士法人グループ

- ランドマーク税理士法人 ● ランドマーク行政書士法人
- 株式会社ランドマーク不動産鑑定 ● 株式会社ランドマークコンサルティング
- 株式会社ランドマークエデュケーション ● 一般社団法人相続マイスター協会

丸の内相続プラザ 丸の内相続大学校

平日 9:00-18:00
土曜日 9:00-18:00
日・祝 10:00-17:00
※ご相談は土日も対応

<https://www.landmark-tax.com> ランドマーク税理士法人 検索
0120-48-7271

企画発行: ランドマーク税理士法人

Agri Times 5

アグリタイムズ / 2024 vol.226

令和6年度税制改正大綱

【資産税】期限の延長(住宅取得等資金贈与、事業承継税制)
【法人税】中小企業向け賃上げ促進税制

地主・経営者のための
情報マガジン

Agri Times

あぐりタイムズ / 2024 vol.226

令和6年度税制改正大綱

(資産税)
期限の延長(住宅取得等資金贈与、事業承継税制)
(法人税)
中小企業向け賃上げ促進税制



営業職に役立つ!
ゴルフの
心臓

ラ・ラ・ラ
ランドマーク♪



“FMヨコハマ” “NACK5”
“JNN NEWS”
“千葉テレビ”で
CM放送中

令和6年度 税制改正大綱

【資産税】 期限の延長 (住宅取得等資金贈与、事業承継税制)

【法人税】 中小企業向け賃上げ促進税制

今月号では令和6年度税制改正大綱より、【資産税】【法人税】の主要な改正点について解説していきます。

日本経済はデフレ脱却・構造転換に向け動き始めており、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、法人税では賃上げ促進税制の強化等が行われます。

また、資産課税では、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長などが行われます。

住宅取得等資金の贈与を検討している方、事業承継税制の適用を検討している方、従業員の賃上げや人材育成への投資を行った企業など、多くの方が関係する改正内容ですので、詳細を確認していきましょう。

今回は平野が
お伝えします!

動画でも解説中!

令和6年度税制改正大綱



【資産税編】 【法人税編】



資産税編

住宅取得等資金贈与と事業承継計画届出について、どちらも期限が延長されましたので条件や内容についても適用されるかどうか確認しましょう。

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

(1) 住宅取得等資金贈与の非課税措置の延長等

住宅取得等資金贈与とは、父や母、祖父母など直系尊属から自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得または増改築等のための金銭を贈与により受け取ることを言います。この場合、一定の要件を満たすと贈与税が非課税になります。

改正前は令和4年1月1日から令和5年12月31日までの贈与が対象でしたが、改正により適用期限を**令和8年12月31日**まで**3年間延長**することとなりました。

また、非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる省エネ等住宅は、改正前は省エネ性能が①断熱等性能等級4以上、または②一次エネルギー消費量等級4以上であることが条件でしたが、①断熱等性能等級5以上かつ②一次エネルギー消費量等級6以上に変更となりました。改正前は①か②の要件を満たせば適用されましたが、今後は①②どちらの条件も満たす必要があります。

これらの改正は**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

対象住宅	改正前	改正後	非課税限度額
省エネ等住宅	断熱等性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上であること	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上であること	1,000万円
	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上または免震建築物であること	改正なし	
	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上であること	改正なし	
上記以外の住宅		改正なし	500万円

※令和6年1月1日以後の住宅取得等資金の贈与であっても、当該住宅用家屋が、令和5年末までに建築確認を受けた住宅、または、令和6年6月30日以前に建築された住宅に該当するものであるときは、改正前の要件(断熱等性能等級4以上、または一次エネルギー消費量等級4以上)での適用が可能です。

(2) 相続時精算課税制度の特例の延長

住宅取得等の資金贈与を受けた場合に一定の要件を満たせば、直系尊属である贈与者の年齢が60歳未満であっても、特例として相続時精算課税制度を適用できますが、子の相続時精算課税制度の特例の適用期限が**令和8年12月31日**まで**3年延長**されます。

2 事業承継税制における承継計画の提出期限の延長

事業承継税制は、中小企業の後継者に対して出来るだけスムーズに事業を承継してもらえるよう、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について贈与税や相続税の納税を猶予する制度です。この事業承継税制は2つの制度に分かれています。

対象が**法人**：非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度

対象が**個人**：個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の特例承継計画および、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の個人事業承継計画について、提出期限を令和6年3月31日から**令和8年3月31日**まで**2年延長**されることとなりました。事業承継計画等に基づく相続・贈与に対する特例制度の適用期限は延長されません。

	改正前	改正後
特例承継計画の提出期限	令和6年3月31日	令和8年3月31日
個人事業承継計画の提出期限	令和6年3月31日	令和8年3月31日
特例制度(法人版)の適用期限	令和9年12月31日	改正なし
特例制度(個人版)の適用期限	令和10年12月31日	改正なし

しかし、中小企業の6割は欠損法人であることから、これまで賃上げをしても税額控除のメリットを受けることができませんでした。

令和6年度改正では、新たに**5年間**の繰越控除制度を設け、赤字企業にも賃上げのインセンティブを持たせています。

また、子育て支援や女性活躍推進に関する認定制度を受けている場合には、税額控除率が上乗せされ、最大45%に拡大されました。

適用期限についても**3年間延長**され、**令和6年4月1日～令和9年3月31日**までの間に開始する事業年度について適用されます。

※繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できます。

【控除率】

控除率		
従業員給与	前年度比+1.5%以上	15%
	前年度比+2.5%以上	+15%
教育訓練費	前年度比+5%以上 かつ雇用者給与等支給額の0.05%以上	+10%
各種認定	①プラチナくるみん認定 ②プラチナえるぼし認定 ③くるみん認定 ④えるぼし認定(2段階目以上)	+5% いずれか

※くるみん認定…企業の「子育てサポート」を推進する制度

※えるぼし認定…企業における「女性活躍」を推進する制度

法人税編

法人税編では、賃上げ促進税制(中小企業向け)と交際費等の損金不算入制度について解説していきます。

1 中小企業向け賃上げ促進税制

従業員の賃上げや人材育成への投資に対して積極的な企業が税額控除を受けることできる制度を『賃上げ促進税制』といいます。

2 交際費等の損金不算入制度

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先などの事業に関係のある者などに対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。公正な取引の阻害の防止の為、交際費等の費用は法人税上、原則として損金不算入となります。令和6年の改正では、交際費等の損金不算入制度が**3年間延長**され、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり**5,000円以下**から**10,000円以下**に拡充されました。

	改正前	改正後
損金不算入制度の適用時期	令和6年3月31日までに開始する事業年度	令和9年3月31日までに開始する事業年度
交際費等から除かれる飲食費等	一人あたり5,000円以下の飲食費等	一人あたり10,000円以下の飲食費等

※令和6年3月31日までに開始する事業でも、令和6年4月1日以後に支出する飲食費は適用されます。

※中小法人に係る損金算入の特例(中小法人は、支出する交際費等の額のうち定額控除限度額(年800万円)までは損金の額に算入できる特例を言い、年800万円を超える金額については全額損金不算入となります)についても適用期限が3年延長されます。

★損金不算入額は次のいずれかの金額となります。

- ①交際費の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます)の50パーセントに相当する金額を超える部分の金額
- ②定額控除限度額を超える部分の金額

3 中小企業倒産防止共済

中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後、同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の適用ができないこととします(所得税についても同様です)。この改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用されます。

令和6年度税制改正
「資産税・法人税編」
いかがでしたか?

◎税務について

ご不明な点がございましたら
ぜひ、お気軽にお問い合わせください。



ランドマーク便り

 メディア掲載情報

新聞

マネーのまなび
 別居も対象、所得に制限
扶養控除の範囲

マネーのまなび
 历年贈与、駆け込みの条件
書面や入金年内の日付で

東洋経済オンライン

【日本経済新聞】
 11月4日(土)朝刊14面
 「別居も対象、所得に制限」に
 弊社代表税理士清田のコメントが
 掲載されております。

【日本経済新聞】
 11月25日(土)朝刊24面
 「历年贈与、駆け込みの条件」に
 弊社代表税理士清田のコメントが
 掲載されております。

4月 桜 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

4月 | 相続2024年問題

※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。

4月24日(木) 14:00~15:00 新横浜会場
TEL:045-350-5605

税務無料相談会

※すべて14:00~16:00開催

4月18日(木) 新宿会場
TEL:03-6709-8135

4月18日(木) 武蔵小杉会場
TEL:044-281-3003

4月18日(木) みなとみらい会場
TEL:045-263-9730

4月18日(木) 池袋会場
TEL:03-5904-8730

4月18日(木) 朝霞台会場
TEL:048-424-5691

4月18日(木) 町田会場
TEL:042-720-4300

4月18日(木) 丸の内会場
TEL:03-6269-9996

4月18日(木) 横浜駅前会場
TEL:045-755-3085

4月25日(木) 湘南台会場
TEL:0466-86-7025

ショート動画はコチラ!
弊社税理士 清田幸佑が
【相続2024年問題】について
ポイントを解説します!

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>
※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

清田のひとりごと

代表社員 清田幸弘

みなさん、パーマをかけたことがありますか？
残念ながら私は経験がないのですが、デジタル
パーマという最新技術に興味をもちました。
デジタルパーマにより複雑で、ふんわりした「ゆるふ
わ」系の髪形が表現できるようになったのですが、
同時にそのデジタルパーマを掛けている姿は、コード
が何本も頭に巻き付き、独特な雰囲気を醸し出し
ており過去のパーマの歴史を感じてしまいました。
1920年頃から流行り始めた近代的なパーマの原
型は、ホウ砂溶液を髪に塗り、電力利用し、熱し
たローラーに巻きつけ、毛の細胞を壊してきた

ウェーブに酸化剤を塗布する方法でおよそ10時間
かかったそうです。
頭から巻き付くコードで身動きも取れず、失敗する
とやけどはするし、ちりちりになるわで、パーマとは
大変苦労するおしゃれだったそうです。
今では、髪の美しさも保てるようにと、薬剤や美
容機器も進化していますよね。
気軽におしゃれが楽しめるようになり、かつ、髪の
質をさらに良くしてくれる最新の薬剤などもあるよ
うで。
いやあ、今の技術には感嘆するばかりです。

5

6

営業職
必見!



ゴルフの 心 體



第68回 シークレットシート

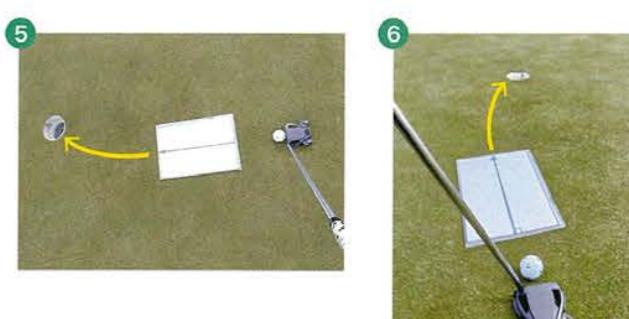
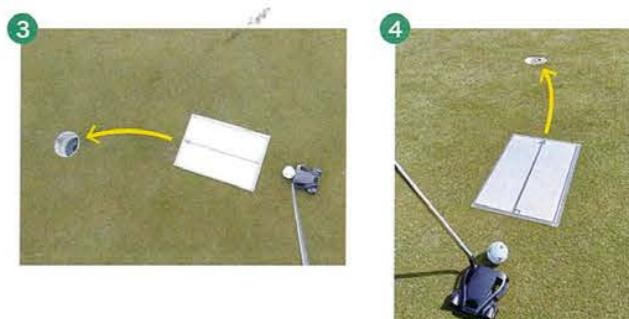
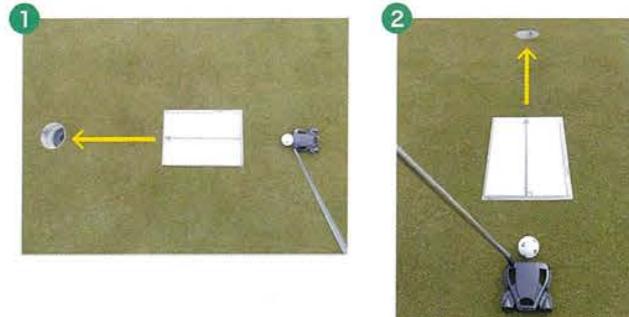
今回のパッティングのライン出しで
どのようなイメージで目標地点に打ち出せるか?
数多くの手段の内の1つになれば～というドリルを
ご紹介させて頂きます。

A 紙に矢印を書き、クリアファイル等に入れたものを用意します。



まず、パッティンググリーンでストレートなラインを探し①②のようにセットし、このシートを置いたまま、ストロークの練習をして下さい。カップインする、しないはあまり気にせずにこの景色を脳裏に焼きつけるイメージが大切です。次にこのシートを取り外し、ストロークをします。シートがある景色をイメージして、ストロークします。

その後は、フックライン③④、スライスライン⑤⑥を同様にストロークします。



ストレート

フックライン

スライスライン

★このシートを繰り返し置いたり外したり練習することで、実践でシートが
イメージの中で浮き上がってくれれば、ワンランク上のゴルファーになれること間違いなし!



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級

お客様から 愛のメッセージ



従兄の紹介で、お世話をかりました。お忙しい場に手を合わせてください
七き父へも敬意をもってくださいりとても感謝してぶります。
ご担当の皆様はとてもプロフェッショナルで知識が豊富。
途中こちらの都合による急な変更にもスピーディーに対応してください
お願いをして本当に良かったです。ありがとうございました。

お客様の声:Y.Y様

この度は弊社にご依頼いただき誠にありがとうございました。
お客様からいただいたお言葉を励みに、日々精進して参ります。
またいつでもお気軽にご相談ください。

武藏小杉駅前事務所(資産税) 大場隆司

税務カレンダー

4月

▶ 固定資産税 第1期分 横浜市等

4月30日(火)

5月

▶ 自動車税 神奈川県等

5月31日(金)

▶ 軽自動車税 横浜市等

5月31日(金)

無料相談のお知らせ

＼お気軽にお問合せください！／
相続のプロによる個別相談が初回無料！

ヨハセツゼイ
0120-48-7271

お電話またはホームページよりご予約承ります。

ランドマーク税理士法人

検索